

名取市行政改革推進会議委員募集要項

1 公募の趣旨

名取市行政改革推進会議設置要綱に基づく委員は、同要綱第3条各項の規定により「市政について優れた識見を有する者15名以内」を委嘱することとしています。

この委員については、学識経験者はもとより、市の行政改革に対し市民の意見を反映すること及び関心を高める必要があることなどから市民の就任を得ることとしています。

このことを踏まえ、15名の3分の1にあたる5名を上限の人数として公募により就任者を選任するものです。

2 公募の人数

- (1) 市民 3人以内
- (2) 市民活動団体(法人は除く)の活動に携わっている人 2人以内

3 応募要件

応募の要件は、市内に在住し、かつ令和8年4月1日現在で満18歳以上の人で、年1ないし2回程度平日の日中に開催される会議に参加できる人とします。

4 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで(2年間)

5 応募方法

- (1) 氏名、年齢、現住所、電話番号とメールアドレス、過去に名取市行政改革推進会議委員に就任したことがある人はその期間、及び「申し込みの理由」を書き込んだ「名取市行政改革推進会議委員応募申込書」(別紙)を政策企画課に直接提出するか又は郵送、電子メールにより提出してください。
- (2) 「申し込みの理由」は、「名取市行政改革推進会議委員応募申込書」の「申込理由」欄に400字以上800字以下で記述してください。

6 名取市行政改革推進会議委員応募申込書(様式)の配布方法

政策企画課窓口	募集期間中の月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前9時から午後4時30分までの間、配布します。
市の公式ホームページ	令和8年2月1日(日)から同月28日(土)までの期間W o r d版とP D F版を掲載します。 (W o r d版はW o r dで入力ができます)

7 応募申込書提出受付

政策企画課への直接提出の場合	募集期間中の月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで受け付けます。
郵送で提出の場合	令和 8 年 2 月 28 日(土)以前の消印のあるものまでが有効です。 【あて先】〒981-1292(住所記入不要) 名取市企画部政策企画課 行政管理係 宛
電子メールで提出の場合	令和 8 年 2 月 28 日(土)までに発信されたものまでが有効です。 【E メール】gyokan@city.natori.miagi.jp

8 選考方法

応募者多数の場合の選考方法などについては別に定めることとしますが、特に次の事項には重きを置いて選考します。

- (1) 過去に名取市行政改革推進会議委員に就任した経験がないこと。
- (2) 第三次名取市男女共同参画計画において、審議会などへの委員の選任に関し「市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組む」こととしていることから、委員構成全体の状況を踏まえその点を考慮すること。
- (3) 可能な限り在住地区に偏りが生じないこと。

9 募集期間

令和 8 年 2 月 1 日(日)から同月 28 日(土)まで

10 選考結果の通知

選考の結果は、令和 8 年 3 月末を目途に応募いただいた皆様あてにお知らせします。

11 謝礼

会議出席 1 回につき 5,000 円（この額から源泉所得税を控除します）を支払います。

12 その他

- (1) 提出された申込書などは返却を行いません。
- (2) 名取市行政改革推進会議の会議は原則公開で開催します。

13 問い合わせ

担 当 名取市企画部政策企画課 行政管理係
所 在 〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地
電 話 022-724-7145(ダイヤルイン)
E メール gyokan@city.natori.miagi.jp